

2022年  
9月より

# 生活クラブ共済「ハグくみ」 制度改定のお知らせ

もっと、たすけあう幸せ

生活クラブ共済 **ハグくみ**



2022年9月より、生活クラブ共済「ハグくみ」は、手術共済金の支払い方法変更などの制度改定を実施いたします。

支払基準がよりわかりやすくなります。

## 新方式 (2022年9月1日以降に受けた手術)

### 【診療報酬点数連動方式】

規約に定める支払対象手術を受けた場合に、診療報酬点数表にて「手術料」「放射線治療料」に算定された診療報酬点数に応じて共済金をお支払いする方式

## 旧方式 (2022年8月31日までに受けた手術)

### 【術式指定方式】

規約に定める支払対象手術を受けた場合に、その倍率に応じて、共済金をお支払いする方式

## ■新方式 (診療報酬点数連動方式) における支払倍率

診療報酬点数	28,000点以上	14,000点～27,999点	1点～13,999点
支払割合	基本契約の20% 100,000円	基本契約の10% 50,000円	基本契約の5% 25,000円

\*診療報酬点数によって基本契約共済金額 (50万円) の5%、10%、20%の3ランクに分けた共済金額とします。

\*「診療報酬点数」は、受けた手術に割り当てられた診療報酬点数のみを言います。各種加算等その他の点数は含みません。

\*「短期滞在手術 (手術、入院等の費用が一括で算定されるもの) は、実施した手術の診療報酬点数のみを上表の「診療報酬点数」とします。

**⚠️ ご注意** 個々の手術によっては旧方式と比べて支払倍率が上がる場合、または下がる場合があります。

## ■新方式 (診療報酬点数連動方式) における支払対象となる手術

疾病の治療を直接の目的とした手術、または共済期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として、事故日から180日以内かつ共済期間中に受けた手術を支払対象とします。

・医科診療報酬点数表にて、「手術料」もしくは「放射線治療料」の算定される診療行為、または「輸血料」の算定される診療行為のうち造血幹細胞の採取・移植

・歯科診療報酬点数表にて、「手術料」もしくは「放射線治療料」の算定される診療行為のうち、同様の診療行為が医科診療報酬点数表において「手術料」もしくは「放射線治療料」として算定される診療行為

・性同一障害の治療を直接の目的とした手術

右記の手術は  
支払対象外の  
一例です。

輸血 (自己輸血含む)、自己生体組織接着剤作成術、自由診療の手術、先進医療、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術、固定術、および授動術、涙嚢切開術、涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術、下甲介または鼻腔粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術、抜歯、異物除去術 (外耳・鼻腔内)、鶏眼・胼胝切除術、放射線治療のうち血液照射 ※その他